

《事業者変更》（会社を異動）

〔登録事項変更届 + 運転者証訂正〕

【必要書類・添付書類】

- ① 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ② 雇用条件及び雇用契約証明
（定時制乗務員の場合は、雇用契約書のコピーを追加添付）
- ③ 証明写真1枚
（申請前6ヶ月以内に撮影、縦6cm×横4cm、無帽、正面、無背景、
顔の大きさ3cm以上、裏面に会社名と氏名（フルネーム）を明記）
- ④ 運転免許証のコピー
（裏書がある場合は裏面も必要）
- ⑤ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】

【手数料】

運転者証訂正手数料 1,100 円

※前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要です。

※他の地域で登録していた方は、もとの原簿から登録を削除していることが必要です。登録は、新規登録となります。

《記入例》

第4号様式

運転者証の登録番号

【事業者変更の場合】

届出する年月日

登録事項変更等届出

届出年月日									
令和			年			月			日

登録番号	59-〇〇〇〇〇〇〇〇
------	-------------

鹿児島タクシー登録センター 殿

運転免許証の番号	(新)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	法第7条第1項第1号に該当	運転免許の効力停止期間の短縮										
	(旧)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2												
運転免許証の有効期限	(新)													法第7条第1項第2号に該当	法第7条第1項第5号に該当										
	(旧)	令和10年1月20日																							
運転免許証の種類	(新)													普通Ⅱ種											
	(旧)																								
氏名	フリガナ	ヤマダ タロウ												事業者コード		事業者	事業所コード		氏名又は 名称	(新) 就業する会社名	(旧) 以前就業していた会社名				
	(新)																								
	(旧)	山田 太郎																							
住所コード														フリガナ	カゴシマシ キンコウチョウ1-1-1	住所	(新)	(旧)	就業する会社の住所	(旧) 以前就業していた会社の住所					
住所													(旧)	鹿児島市錦江町1-1-1											

(届出者の氏名) 本人直筆で氏名及び住所記入

(届出者の住所)

※注① 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は(旧)の欄とする。
② 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
③ 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
④ 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
⑤ 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長（登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関）の定めるところにより記入すること。
⑥ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 ※変更のある箇所のみ新旧欄を記入し、変更がない場合は旧欄のみ記入

《記入例》

第10号様式

運転者証 訂正申請書 ~~再交付~~

鹿児島タクシー登録センター 殿

登録番号	59-〇〇〇〇〇〇〇〇
------	-------------

運転者証の登録番号

運転免許証の番号											

免許証番号 12桁番号

申請年月日									
令和			年			月			日

申請する年月日

フリガナ	※フリガナを忘れずに
氏名	乗務員の氏名

(申請者の氏名)

(申請者の住所)

訂正の内容又は再交付の事由
・事業者変更のため

事業者記入

- ※注 ① 請求書の名称中不要の文字は、消すこと。
② 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※定時制の場合は『会社と本人が交わした雇用契約書のコピー』を追加添付

雇 用 条 件 及 び 雇 用 契 約 証 明

乗 務 員 の 氏 名
(運転者名) _____

上記の者は、当社のタクシー運転者として、次の条件で雇用している及び雇用する予定の者に相違ありません。

① 雇 用 条 件

下記のア、イ、ウ、エ、オに該当する者ではない。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ウ. 試用期間中の者（14日を越えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- エ. 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い・前貸しその他の方法による金銭の授受であって、実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む）を受ける者
- オ. 安全関係・地理・旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後、少なくとも10日間の指導が行われていない者（ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れ日前2年以内に通算90日以上、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りではない）

② 雇 用 契 約

タクシー運転者として、選任雇用している及び雇用する予定の者である。

令和 年 月 日 ← 届出する年月日

事業者住所 _____

事業者記入

氏名又は名称 _____